

「ホームレス」を生きる移民ドメスティック・バイオレンス被害者—住まいの確保問題を中心とした事例報告

一橋大学大学院 山田佳苗

キーワード: 移民ドメスティック・バイオレンス被害者 「ホームレス」 住まいの確保 親密な関係における「パワーとコントロール」

「住む場所を自由に選択するのは、私の権利であるはずだ!」。これは、ドメスティック・バイオレンス(以下 DV と略す)被害者の支援施設で過ごしていた、移民女性の言葉である。「なぜ早く、新しい家に転居できないのか」という疑問と共に、長期に渡る施設暮らしの疲労が一気に吹き出していた。この言葉を発した女性は、DV 夫から逃れて緊急一時保護された後、約9ヶ月の施設生活を送っていた。保護された移民 DV 被害者の多くが、適切な住まいが確保できないまま、長期間の「ホームレス」を余儀なくされている現状がある。

本報告では、移民DV被害者が、どのように「ホームレス」を生活しているかを明らかにする。ここでの「ホームレス」とは、生活の土台となる住まいが確保できず、適切な住環境にない状態を指す。具体的には、移民DV被害者が、暴力から逃れるために家を出て、新たな住まいを確保するまでの間の状態を「ホームレス」という言葉で表現し、考察を進めたいと考えている。「ホームレス」を生きる移民DV被害者の実態を明らかにするために、報告者は、DV被害者のための民間ステップ・ハウスに滞在していた移民女性への調査を行った。調査で得られた2004年から2006年までの約3年間のデータ¹を元に、新たな住まいを獲得するために奔走しつづける移民DV被害者の姿を可視化させ、現行法や諸制度の下で、いかに彼女らが「ホームレス」を生きざるを得ないかを考察したい。

報告に際し、「ホームレス」という言葉を使う理由を明確にしておきたい。この言葉を使うことによって、現行法や諸制度の問題点のうち、以下の二点を明確化できると考えている。一つは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下 DV 防止法と略す)が、女性が家や私財をなげうって「逃げる」ことを前提とした法であるにもかかわらず、新たに住む場所を保障していないという不充足さ。新たな住まいを確保するまでの間、被害者には、一時保護施設や自立支援施設などの各種施設が提供される。そのため、DV 被害者は「ホームレス」であるという印象は薄い。しかし、それらの施設は、あくまでも一時的な居所であって、住まいではない。住まいが保障されていない・住まいが無い被害者の現実をより明確化するために、「ホームレス」という言葉で表現したい。

二つ目に、住まいを「自力」で確保せねばならない現状では、資源へのアクセスが不利な立場にある者が、より不可視化されていく構造があるということ。本報告の対象である、移民DV被害者の状況を理解するためには、特にこの構造を把握する必要がある。彼女たちは、言葉の問題、就労の問題、社会的な差別などで、住まいの獲得における大きなハンデを追っている。だが、個別に支援策が検討されることはない。むしろ、彼女たちは、現行の支援政策の中で生きれば生きるほど、その困難さがトータルに理解されにくくなる構造の中にある。移民DV被害者の場合、住まいが見つからぬまま施設の滞在期限をオーバーしてしまうことが多く、あちこちの婦人保護施設や民間シェルター等を転々とする。それらの施設はそれぞれ準拠法が異なっており、移民女性たちは制度を横断的に渡り歩くことになる。縦割り制度の弊害もあり、そのような女性たちの足取りの全体像は把握しにくくなっているのだ。施設「滞在者」として、それぞれの場所での彼女たちの姿を断片的に把握するのではなく、よりトータルに、住まいを失ってから住まいを確保するまでの移民女性の姿を理解するために、「ホームレス」という言葉をここでは使用したいと考えている。

では、具体的に移民 DV 被害者は、「ホームレス」をどのように生活しているのだろうか。報告においては、さま

¹ 3世帯滞在可能なステップ・ハウスにおいては、3年間で約20名のDV被害者を受入れたが、その内15名が移民女性であり、移民母子世帯は13である。調査データは、報告者が非常勤スタッフを勤めたステップ・ハウス「共同の家プラン」における調査によるものであり、その成果は、共同の家プラン、2007、『ドメスティック・バイオレンス外国籍被害者の住居問題—ステップ・ハウスからの提言』(第一回「市民がつくる横浜政策」推進ファンド報告書)としてまとめられている。

ざま事例をとりあげる予定であるが、ここでは一例として、約 6 ヶ月半の「ホームレス」を生きた外国籍のAさん（母子世帯）のケースを取り上げる。Aさんが、DV 夫から逃れて家を出た後、一時的な居所として利用した場所をたどってゆくと、下記のようなになる。Aさんは、最終的に民間アパートという住まいを得られるまでに、8回ほどの転居をしており、6つの異なる施設にて生活を送った。

自宅から避難→友人宅→女性センター相談室→女性センター一時保護施設→委託シェルター→民間ステップ・ハウス→※
※→婦人保護施設→委託シェルター→民間アパート

6 ヶ月以上かけて最終的に民間アパートという住まいを確保するまでには、母子生活支援施設、公営住宅、他の民間アパートといったいくつかの可能性があったものの、多様な要因が絡み合う形で、挫折せざるを得なかった。子どもの就学の問題であったり、就労の問題、公営住宅や母子生活支援施設の制度上の不確実性、民間アパート設定時の生活保護受給者や外国人への差別、夫からの執拗な追跡による度重なる施設移転など、様々な問題が列挙できる。移民DV被害者は、これらの問題に一つずつ根気よく向き合いながら、「ホームレス」を生き続けている。

このような問題群中でも、多くの移民 DV 被害者のケースと共通するのは、親密な関係である友人・知人や親族による「パワーとコントロール」という問題である。「パワーとコントロール」とは、DV という暴力の性質を説明する概念であるが、ここでは、社会的に強い者から弱い者（「ホームレス」としての DV 被害者）への暴力のあり方を意味する。Aさんの場合は、Aさんの避難をサポートし、その後も相談相手として親密な関係にあった友人によって、「パワーとコントロール」による暴力を受けた。生活保護の要保護者であり、日本国籍を持つ子ども母という立場にあったAさんは、とある外国籍男性の「ビザ」と「金銭的な安定」のために利用されそうになる。友人は、外国籍男性から「紹介料」を受け取り、Aさんとその男性との婚姻を強引に進めようとしたのである。Aさんが拒否すると、その制裁として、Aさんの夫に全ての情報がリークされ、夫からのAさん追跡が始った。この問題により、転居を目前にしていた民間アパート契約も破棄せざるをえなくなり、施設も移転せねばならなくなったのである。

移民DV被害者たちは、夫の暴力から「逃げる」ことで、多くの人間関係を失う。他の状況下にある「ホームレス」と同様に、「ホームレス」を生きる移民DV被害者も、「人間関係の貧困」(湯浅 2006)という問題を抱えている。その中でも、わずかに残った親密な関係の人々が、新たな「パワーとコントロール」を発動させる時、移民DV被害者たちは二次的な暴力被害にあい、さらなる「ホームレス」になってゆくのである。本報告では、このような事例の報告を中心に、「ホームレス」を生きる移民DV被害者への考察を深めてゆきたい。

引用文献

湯浅誠, 2006, 『『格差』に抗するネットワークと法律家の役割—野宿者支援における連携の現場から』『リーガル・エイド研究』第 12 号.